

官報

(号 外)

目次

官厅報告

官府專項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）
新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示（同）
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に関する公示（同）

— 三 —

—

官 庁 事 項

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第

新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅 義偉
令和三年六月十七日

新型コロナウイルス感染症対策本部長 菅義偉

(二) 緊急事態措置を実施すべき期間 令和三年四月二十五日(沖縄県については同年五月二十三日)から七月十一日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第五項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(二) 緊急事態措置を実施すべき区域 沖縄県の区域とする
 (三) 緊急事態の概要 新型コロナウイルス感染症については、
 肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかる場合

と、かつ、それで感染が拡大し、又は蔓延しておあり、それこそハ医療是其本制・公衆衛生本

制に支障が生じてきていることから、民の主令及び建康に著しく重大な被害をもたらすことがあり、かつ、全国内かつ急速よまし正

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条に定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和三年三月二十九日）

全部を次のとおり変更し、令和三年六月二十一日から適用することとしたので、公示する。
令和三年六月十七日
新型コロナウイルス感染症対策本部長
菅義偉

(二) まん延防止等重点措置を実施すべき期間 令和三年四月二十日から七月十一日までとする。
(二) の各又或はおけるまん延防止上等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和三年四月二十日から七月十一日までとする。
・北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、令和三年六月三十日

たたし、ほん延防止等重点措置を実施する必要がなくたゞだと訓みられる。ときは、新規インフルエンザ等対策特別措置法第二十一条の第四項の規定に基づき、速やかにほん延防止等重点措置法第二十三条の規定に基づく。

(二) まん延防止等重点措置を実施すべき区域 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする

(三) まん延防止等重点措置の概要 新型コロナウイルス感染症については、京都府 大阪府 兵庫県及び福岡県の区域とする

・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかる場合に比べて相当程度高いと認められるこ
と、かつ、

・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。